

平成21年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 平成21年6月23日(火) 午後3時3分～午後4時15分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【こども総務課】

- (1) 九段中等教育学校 整備基本方針
- (2) 平成21年第2回区議会定例会報告

【育成・指導課】

- (1) 平成21年度千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育
(受入・派遣)
- (2) 平成21年度 校(園)長選考等受験申込状況
- (3) 教員の分限免職処分等取消請求事件の判決(一審)

【こども施設課】

- (1) 小・中学校の耐震化率
- (2) 区立神田保育園 本園舎建設

【図書・文化資源担当課】

- (1) 平成20年度千代田区立図書館の運営に係る評価
- (2) (仮称)日比谷図書館・文化ミュージアム 運営事業者の募集

第 2 その他

【副参事(特命担当)】

- (1) 新型インフルエンザの状況

出席委員 (4名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育長職務代理者	島崎 友四郎

出席職員 (7名)

特命担当部長(次世代育成担当)	立川 資久
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
図書・文化資源担当課長	藤本 和彦

欠席職員 (2名)

参事(こども健康担当)	大井 照
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございましたので、傍聴を許可していることを報告しておきます。
それでは、ただいまから平成21年教育委員会第11回定例会を開会します。
本日、吉野児童・家庭支援センター所長並びに大井参事は、別の会議に出席中ですので、欠席をしております。
今回の署名委員は、福澤委員にお願いいたします。

◎日程第1 報告

こども総務課

(1) 九段中等教育学校 整備基本方針

(2) 平成21年第2回区議会定例会報告

育成・指導課

(1) 平成21年度千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育
(受入・派遣)

(2) 平成21年度 校(園)長選考等受験申込状況

(3) 教員の分限免職処分等取消請求事件の判決(一審)

こども施設課

(1) 小・中学校の耐震化率

(2) 区立神田保育園 本園舎建設

図書・文化資源担当課

(1) 平成20年度千代田区立図書館の運営に係る評価

(2) (仮称)日比谷図書館・文化ミュージアム 運営事業者の募集

市川委員長 | それでは、日程第1、報告に入ります。
報告事項は9件ございますが、初めに、こども総務課長から報告してください。

こども総務課長 | それでは、九段中等教育学校の整備基本方針につきまして、首脳会議で決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

九段中等教育学校の整備に当たりましては、基本理念を共に育む「共育」ということで進めていきたいというように考えております。「思いやりのある」「優しい」施設づくりを推進していく考えでございます。また、共育の

土台を築く、きめ細やかな指導の充実ということで、ティームティーチング等による、きめ細やかな指導によって、生徒一人一人の幅広い教養と豊かな人間性を培うことによって、共に育む「共育」の土台を築き上げていきたいというように考えております。

2ページ目でございますけれども、具体的な校舎整備についてであります。が、(1)の老朽化による改修整備ということでは、昨年7月、8月に老朽度調査や省エネ診断等を行いまして、施設に相当の劣化が見られるということで、屋上防水またトイレの改修、プールの天井材などを整備していくということでございます。

それから、(2)の教育活動充実のための施設配置ということで、先ほど申しました、生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな指導を行うために、まず、少人数学習教室の充実を図るということでございます。九段校舎に1年生から4年生の4学年を配置しまして、特別教室、パソコン教室、小教室を整備すると、1年生から3年生の給食に対応するための給食配膳室の整備、エレベーターの設置などを考えております。

富士見校舎におきましては、5・6年生の2学年を配置しまして、特別教室を設置するとともに、小教室を配置していきたいというように考えております。

それから、発達障害支援体制の推進というところですが、この共に育む「共育」の理念に基づきまして、発達障害支援を積極的に推進するというところで、現在、九段中等教育学校におきましては、適性検査で入ってこられた生徒さんの中に発達障害の方がいた場合の支援体制を検討してございまして、この検討結果を施設改修に活かしていくということで、カウンセリングルームやプレイルーム、保健室等が一緒になった対応施設を整備していくということでございます。

それから、区の温暖化対策でありますけれども、空調設備や照明器具については従来型の設備でありまして、環境負荷が極めて大きい設備となっております。このため、区の温暖化対策を反映した施設整備を図ってきたいというように考えております。

それから、3ページでありますけれども、現在、2つの校舎の行き来については横断歩道を渡って行き来していますが、生徒の安全上、また授業時間の確保の観点から、連絡通路を、近隣、警察当局等の関係機関との協議の上、設置する方向で考えております。それから、代替施設(仮校舎)の確保でありますけれども、九段校舎のグラウンドに、仮校舎を確保することで、九段校舎と富士見校舎を段階的に利用しながら改修することができるということで、現在の使用形態とさほど変わらないということから、九段校舎のグラウンドに仮校舎を設置して九段校舎を改修することとしております。

それから、この首脳会議の中でも、いろいろ課題として挙げられたことでございますけれども、期間中の体育施設の確保ということで、仮校舎の建設中及び九段校舎本体の改修期間中における体育施設については、どこかに確保しなくて

はならないんですが、カリキュラムの工夫、あるいは、区立施設、又は他の学校施設の利用あるいは法人九段所有の尽性園の活用などを含めまして、カリキュラムの工夫を図って、また、改修の工程を精査しまして、極力影響のないように、順次、整備を進めていきたいと考えております。

まとめとして、教育委員会としましては、校舎整備に当たりまして、中等教育学校の設立時の理念の具体化を図り、また、今回の共に育む「共育」の理念を施設整備に活かすこととしております。特に、発達障害のある生徒が入ってこられましたら、6年間を通して支援できる体制の構築を進めていきたいと考えております。それから、老朽化による施設改善、教育活動充実のための施設配置、省エネ診断等による温暖化対策等々を反映した校舎改修を実施していくということでございます。

ちなみに、6月2日に九段中等教育学校のPAの会長から陳情がออกมาして、九段中等の整備に関して早期実施をお願いしたいという、陳情がございました。これを受けまして、6月18日に環境文教委員会で陳情審査を行い、一定の進む方向が確認されたということでございます。具体的には、これから7月にかけて、実施計画の経費の予算の確保等の諸手続きを進めていきまして、プレハブにつきましても早急に諸手続きを進めていきたいというように考えております。

説明は以上です。

市川委員長

はい。

何かご質問がありましたら、どうぞ。

堀口委員

連絡通路なんていうのは、比較的納得できていますよという妥協案が具体的に出ているぐらいかなと思ったんですけど。これだと、まだそんなに煮詰まっていないということですか。

こども総務課長

富士見校舎から九段校舎にどういう形で連絡通路をつなげるかを考えているんですけども、その前に近隣にご説明して、反対がないように、私ども十分に町会等を通じまして、周知した上で進めていきたいというように考えております。

堀口委員

それは、もう、前からそういうような話だったから、もう少しワンステップ、具体的に、例えば町内会の人たちは大丈夫だと言ってくれたとか、そういう言質はまだ得られていないんですか。具体的な案ができていないと、まだ無理だということですか。

こども総務課長

今回、整備方針が決まりましたので、今後のやり方としますと、町会等に、九段中等教育学校はこういう施設整備を図りますというのを、まず周知しなくてはと思います。今回、やっと整備方針が決まりましたので、今後、具体的な手続きをしていきたいと思います。

堀口委員

いや、私は、そういうのは素人だから、もっともっとそういうことが、地域の人たちと仲よくして、外から、後から転入していらっしゃる地域の方とも、もともと根っこから、あの地域に愛着を持っている方たちとのコミュニケーションが具体的にとれていると良いなと思ったので、そういうのは、

まだないわけですね。

こども総務課長 まだ、ないです。

堀口委員 早くあったほうが良いな。

こども総務課長 はい。あと一つは、改修と連絡通路というのは、そういう意味では一体な
のですけども、連絡通路は反対と言われて、それで、プレハブが作れないと
いうのは、また困ると思いますので。

堀口委員 慎重に。

こども総務課長 その辺は一体ですけども、切り離しながら、改修は改修で、了解を得られ
れば最終的には連絡通路を、そういうスケジュールは今後詰めていかなくて
はならないかというように考えています。

堀口委員 何か、夢が、実際にありそうな気がしたものですから、地域の方との間
に。

こども総務課長 はい。もう、具体的に進めていかないと整備が進みませんので。周知に努
めてまいります。

堀口委員 よろしくお願いします。

市川委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 他になければ、私、ちょっと気になるのでお聞きしたいんですけども、
「発達障害支援体制」を積極的に推進していく」と1ページにあって、2
ページの「発達障害支援体制の推進」のところで、「現在、「発達支援体制
の推進」を視野に入れた検討を進めており、この検討結果を施設改修に活か
して」云々とありますよね。それから、3ページ目には、まとめで、「教育
委員会として」とこうなっているんですけども、「発達障害等障害のある
生徒のために、6年間を通して支援できる体制の構築を進めていくこととす
る」と、こういう3点なんです。

私は、「共育」という考え方について全く異論があるわけではないんです
が、学校とのこれまでのやりとりの中で、若干、誤解を招くのではないのか
など。つまり、学校側と、この教育委員会もそうでしたけれども、千代田区
の最高幹部と学校の打ち合わせでは、選考を受けて入ってきた子どもたち
の中に、いわゆる発達障害の子どもがいた場合には、これは十分、この6年間
できちんととれる体制をとって、できる指導をしていきますよということに
なっているはずだと思っていたんですが、これですと、積極的に支援体制を
推進していく、それから、2ページ目は、これは当たり前のことでね、そう
いう子どもがいるのは、もう常識ですからね。どんな選考にしる、入試にし
る、一定のパーセンテージでそういう子どもが出てくるというのは当たり前
のことなので。殊さらにこういうことを言うというのはどうなのかなど。ど
ういう趣旨でもって——これは首脳会議で決めたことですから、教育委員会
として文句を言うという筋合いのものではないのかもしれないけれども、今
まで教育委員会で伺ってきた事務局側の説明からすると、いささか奇異な感
じがするものですから、あえてお尋ねをしたい。

こども総務課長

一つは、発達障害支援体制の推進の検討ということで、現在、九段中等教育学校で、その検討のために学芸大学の研究機関に検討依頼をしております。その中で、今現在でも、中等教育学校では、発達障害の生徒が入ってきた場合にそれなりの体制は整えているわけですが、この中では、一応、施設的にカウンセリングルームだとかプレイルームとか保健室と一体となった体制を整えて、3ページにありますように、6年間を通して対応していきましょうというのを、この基本方針の中に入れさせていただいたところがあります。

市川委員長
教育長職務代理者

そういう理解でよろしいということですか。

はい。特に、発達障害のために適性検査の際に特別の枠を設けるとか、そのための教室を設置するとか、そういうことではありません。従来も、適性検査の中で発達障害の子どもが入ってきていますし、そういうやり方を基本的に踏襲するということでは、全く変わりありません。ただ、新しい、6年間を通した中等教育学校ですから、例えば、既存の中学校については、これまで、特別支援学級の対応ですとか固定級あるいは通級学級の対応等、かなりきめ細かく、区教委としてもノウハウを持ちつつ運営してきましたけれども、高校部分までも含めた6年間の中等教育学校の中で、適性検査の結果入ってきた子どもたちを、例えば施設的にどう支援していくか。それについてのきちんとしたノウハウは今のところは持っていなかったものですから、今回きちんと、そういう専門機関の方に施設的対応も含めて検討をお願いしていて、その結果については、施設改修なりの形で、6年間を通じた支援の中で活かしていこうということです。特別にクラスを設けたり、適性検査でその枠を設ける、そういった対応をするということではありません。

市川委員長

はい。私自身は、今の説明で納得しますが、書き方からすると、どうもそうではないんじゃないかと、昔——昔でもないんですが、しばらく前に盛んに学校側と議論をやりましたね。あの議論の蒸し返しになって、せっかく、さっきは最高幹部と申しましたけど、区長なり副区長と詰めて、ああいう結論を出したわけですよ。新たにテストを、発達障害の子のために作るということは今は考えていないという結論を得たわけですから。それと齟齬のないように——ないようにというよりも、教育委員会としては、そういう意味で、選考結果を受けて入ってきた子どもたちに、適切な発達支援の指導をするようにということを申し上げて、続けてきたわけですから。ですから、蛇足になりますが、2ページの3番などというのは当たり前のことで、そういう子どもが入ってきているんだから、カウンセリングルームを作ったり、どういうふうに指導するのかというのは当たり前の話で、殊さら、ここに書くというのは一体どういう意味なのかなというように、私にはとれたものから。

それでは、ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、次に移りたいと思います。次、2番目は。

こども総務課長 それでは、平成21年第2回区議会定例会報告ということで、6月11・12日に代表質問・一般質問が行われまして、こども・教育部関係の代表・一般質問がありましたので、こちらに列挙させていただきました。

 特に、9ページでしょうか、「教育長、保護者教育委員の不在について」という質問がございまして、「現在の状況と見通し」ということで、区長みずから答弁しております。そういった事情で、今回6月の定例会には、教育長、保護者教育委員の選任等がなされなかったということでございます。

 説明は以上でございます。

市川委員長 本件についてはいかがでしょうか。

 特にご質問はございませんか。どうぞ。

堀口委員 今の、教育委員の件は、区長がお話しになっている返事ですと、いつになるかわからないということですね。

市川委員長 あ、そうなんですか。

堀口委員 どうなんですか、今の返事は。

教育長職務代理者 具体的にいつということではないんですけど、区長の答弁としては、本区の教育行政を推し進めるためには、極めて重要であることは言うまでもない、可及的速やかに選任できるように努力をしてまいりたいということで、具体的にいつということはありませんが、可及的速やかに選任することです。

堀口委員 早く努力してほしいですね。

福澤委員 これ、期限というのはいないんですか。いつまでに決めなきゃならないという。

教育長職務代理者 特に、法律では期限ということはないのですが、教育行政を進めていく上からは、教育長の早期の選任ですとか、あるいは、今回、個別の改選に絡む保護者の教育委員の選任については、早期に行う必要があると考えております。

堀口委員 それは、私たちから、早くしてくださいというのを、要請してもいいんですか。

教育長職務代理者 事務局のほうからもしておりますし、委員長のほうからもお話しいただいています。

市川委員長 私自身としては、これは私の言うことではないのかもしれませんが、5人の定員のうち3人と、これは法律上、違法であるとかなんとかということじゃないんですが、ただ、限りなく問題点がありますよね。5人のところを3人ですから。この前も、ちらっと言いましたけども、町村の教育委員会は、原則、定員が3人になっているはずですね。ですから、そういうことを言えば、違法状態であるというふうには言えないんですけども、できるだけ大勢の方の意見を取り入れるという趣旨で、しかも、色々な方面からの意見を取り入れるということが教育委員会の教育の趣旨ですからね。ですから、なるべく早く穴を埋めてくださいねというお話はお伝えしてあります。教育委員会としてというんじゃないくて、私、教育委員長として、私はそ

ういう考えを持っていますよというような言い方で、お願いはしております。

堀口委員 ありがとうございます。

市川委員長 ちょっと、僕、これは区長が答弁しちゃったんですが、「子育て教育は、本来の教育委員の役割ではないですけど」と答弁されているんですけど、いや、そうなのかな。今の千代田区では、もう完全に教育委員の仕事ですからね、守備範囲がそうなっているわけですし。でも、そうじゃないところでも、子育て支援について、教育委員会で全然無関係だという話ではないんじゃないですか。

堀口委員 これは本来ですか。本来の教育委員会は、東京都の教育委員会がそうなんですか。

市川委員長 いやいやいや、そんなことはないと思いますよね。もちろん、子育て教育というと、母親教育ということ言うなら、それはそういうこともあるのかもしれないけれども、しかし、母親教育だって、母親教室みたいものをやっている教育委員会だって、たくさんあるでしょうしね。

教育長職務代理者 区長がおっしゃっているのは、保育園行政ですとか、子どもの手当とか、本来は、区長部局に所属している仕事も含めて、千代田区の場合には、組織的に、教育委員会事務局の下にこども・教育部をつくって対応しているという意図での発言かと。子どもの支援とか、母親の育成とか、そういうところは教育委員会が絡む問題ではないという趣旨でのご発言ではないと。

市川委員長 要するに、手当の支給みたいなのはということですね。

教育長職務代理者 ええ、そうです。

市川委員長 児童手当の認定業務とか。保育園行政とか母親教室とか、そういうことについて、そうおっしゃっているわけではない。

教育長職務代理者 そうです。

市川委員長 はい、わかりました。

この件は、よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

次は、育成・指導課ですかね。平成21年度千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育（受入・派遣）についてですね。お願いします。

育成・指導課長 ご説明いたします。いわゆるウェストミンスターとの交流（受入・派遣）について、報告をさせていただきます。

受入につきましては、本年5月22日から5月30日までの設定でウェストミンスターの中学生を受け入れる予定でございましたが、新型インフルエンザの発生状況を踏まえて延期していたところでございます。6月上旬に千代田区の受入可能期間ということで、7月の第2週を提示していたところ、昨日、ウェストミンスター側からその件について回答がございまして、7月には東京には行けないと。行けるとして候補を挙げるならば、10月下旬ごろなら行けるのだけれどもというお話を頂戴しました。本区の受入ホストファミ

リーが中学校3年生の家庭ということもございまして、夏休み以降は受入不可能であるということでお伝えしたところで、そのような回答でございましたので、受入については、今回は不可能となるかと思えます。この時期の受入は実施しない形で進めさせていただければと思っています。

次に、派遣についてでございますけれども、本区中学生・中等学校の2年生の派遣は、10月下旬、27日から予定しております。現在、学校から36人の推薦をいただいております、今週の土曜日、6月27日に、区教育委員会として面接を実施する予定でございます。ただ、派遣の際に新型インフルエンザの第2波の流行も考えられますので、場合によっては、大幅なプログラムの変更、最悪の場合は中止の可能性もあるということで、改めて参加者には周知していきたいと思っております。

なお、7月中旬に、校長会との協議を踏まえまして、派遣候補者の発表をする予定でございますけれども、ウェストミンスターからの派遣について、10月下旬ならば可能であるという先方の意向もございまして、このあたりを含めて、今後検討をしていきたいと思っております。また、新型インフルエンザの発生状況なども含めて、派遣の実施については慎重に検討していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。

この件についてはいかがですか。

福澤委員

しょうがないんじゃないですか。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に行きたいと思えます。

次は、平成21年度の校（園）長選考等受験申込状況ですか。お願いします。

育成・指導課長

続いて、お願いいたします。

お手元の資料、平成21年度の校（園）長選考等受験申込状況という資料をご覧くださいければと思います。

お手元にありますように、幼稚園につきましては、園長、受験者2名、教頭1名ということになっております。

小学校については、校長4名、管理職ABC選考は応募なしということで、ゼロになっております。

ちなみに、A選考ですが、5年間の管理職候補期間を経て副校長につきまされども、この5年間は指導主事に任用して実践を積むという種別の受験項目になっております。

また、管理職B選考ですけれども、これにつきましては、原則として、2年間、学校現場で教育管理職としての育成を進めながら、その後、副校長に配置するという選考種別でございます。

また、C選考につきましては、即戦力として、合格した次年度から副校長

に着任させるという括りでございます。小学校は、校長が4人、受験申込がありました、ABCいずれも受験希望者なしということになっています。

中学校は、校長が1名、それから、C選考が1名、中等教育学校からはB選考が2名という受験申込になっておりまして、この後、8月の1次選考等を踏まえまして、最終的には、教育管理職選考は11月の末、校長は12月の月上旬に発表という運びになっております。

以上でございます。

市川委員長 はい。説明は以上のとおりのようですが、いかがですか。

特に、よろしゅうございますか。

福澤委員 このAとかBとか、副校長の申込者がいないということは、将来に、いろいろ、人事上、問題が出てくるんじゃないですか。

育成・指導課長 東京都全体を見ましても受験者の低下傾向は進んでおりまして、安定的な管理職の配置ということでは、非常に大きな、人事上の課題となっております。特に、小学校が、本区も同様ですが、小学校の受験者が非常に少なくなっている。配置についても危機的な状況と伺っています。

福澤委員 これは千代田区だけの問題じゃないということもあるんでしょうね。

市川委員長 そうですね。

福澤委員 そういう点、どうするのかな。

市川委員長 ですから、従来はそんなにいなかったのを、再任用といいますか、当区でも、定年で校長を辞められた校長さんを、再び校長として再任するよと。当区だけじゃなくて、かなりの人数、東京全体ではいらっしゃるでしょう。そのようなことをして、しのいでいるということ。

福澤委員 それは可能なんですか、定年後の人を再任用ということは。

教育長職務代理者 それは可能で、現在も、定年退職された校長先生を、千代田区の場合は任用しております。

福澤委員 それはどんどんやったらいい。やっぱり、高齢社会なんだから、高齢者が働かなきゃだめですよ。高齢者が反対に増えたんだから、考えていかないと。

教育長職務代理者 団塊の世代の教職員の退職と合わさって、校長職が本当に足りない状況で、再任用の校長先生に頑張ってもらっています。ただ、ここで問題になっているように、教育管理職Bの副校長クラスの申込者がいない。学校を実務的に支えるそういう職層への申込者が非常に少ない。

福澤委員 問題ですよ。

教育長職務代理者 ええ、問題です。

市川委員長 これは、あくまでも強制じゃありませんからね。受けたくない、受けたくないんだと、結局、受験なしというような形になっちゃうんですな。

育成・指導課長 本区では、比較的、これまで受験者も多数いらっしゃるしまして、例年、小学校のB選考でも、二、三名は合格者を出していました。本年度は、育成途中の教員も含めて、候補はいるのですけれども、まだ、受験まで至らないという状況にあります。校長先生方も積極的にお声掛けいただきながら育成を

しておりました、来年なら1人は受けられるかなというようなお話もいただいております。今年については、現段階では、まだいないという状況です。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次は、教員の分限免職処分等取消請求事件の判決ですか。報告をお願いします。

育成・指導課長

続いてお願いいたします。

資料を1枚めくっていただきますと、判決文の要旨を資料として用意させていただきますので、これをご覧いただきながら、お願いします。

6月11日に東京地裁におきまして、以前、区立中学校に在籍した元教諭が、都と区を相手取り、処分の取消を求めた訴訟の判決がございましたので、報告をさせていただきます。

本件は、原告が都に対して分限免職処分の取消ですとか、その後の給与の支給あるいは賠償請求、区に対しては、研修命令の無効確認と損害賠償の支払いを求めるものでしたが、東京地裁はいずれの請求も棄却しております。都・区が勝訴判決を言い渡されました。

若干、この事件の概要について振り返らせていただきます。この原告である元教諭は、区立中学校在職中、平成17年の6月から7月ごろに、特定の都議会議員ですとか出版社を誹謗する不適切な文言を記載したプリント教材を授業で使用しまして、平成17年の8月30日付で東京都教育委員会から戒告処分を受けました。この後、区教育委員会は、問題のある教材を使用したことについて反省が見られないため、原告に対しまして研修が必要であると判断し、平成17年9月1日から平成18年3月31日まで、2回にわたる研修命令を発令しましたが、研修効果が上がらないため、東京都教育委員会は、教育公務員としての適格性を欠くとして、平成18年3月31日付で原告を分限免職処分としたものでございます。その判決が出ましたので、改めて報告させていただきます。

説明は以上でございます。

市川委員長

何かご質問等がありますでしょうか。

特によろしいですか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次、こども施設課ですね。報告をお願いします。

こども施設課長

小・中学校の耐震化率の推移ということで、横長の資料に基づいて、情報提供させていただきます。

6月16日に、文部科学省が公立学校施設の耐震改修状況調査の結果についてということでプレス発表いたしまして、翌17日に新聞報道がありました。

右から3つ目の欄ですけれども、21年4月1日現在の数値が新聞報道されております。表の21年4月1日現在の一番下を見ていただきますと、千代田区の耐震化率は88.9%となっております。

一番上の棟数（A）の欄でございますが、そこが全部で27棟ございます。その下、（B）の欄ですけれども、57年以降の棟数ということで、新耐震の基準によりまして建っているところが10棟ございます。その下の（C）欄、ここが旧耐震で、56年以前の建物の棟数、これが17棟ございます。17棟中、（B）の欄ですけれども、14棟が耐震補強するというので、（B）の10棟と、耐震補強済み（D）の14棟を足しまして、24棟が耐震化で、今オーケーになっていますよ。その関係で、88.9%という耐震化率が出ております。

耐震補強の未実施のところでございますけれども、表の斜線の一番下のほうに矢印が引っ張ってございますけれども、「麴町中⑥」とありますけれども、麴町中6号館のことです。校舎1、屋内体育施設が1ということで、ここで2つが未実施。今、一番下が永田町小、校舎1とありますけれども、麴町中が移転して、仮校舎として使っております、この3棟が耐震補強未実施ということで、まだ、耐震化されておられません。しかしながら、一番下のところで、矢印を引っ張ってありますけれども、24年4月1日に麴町中が竣工になりまして、新校舎を使うようになりますと、耐震化率100%となる予定でございます。

ちなみに、耐震化率の全国平均は67%、東京都の平均は82.6%となっております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。説明は以上でございますが、質問等、ございますか。

よろしいですか。

ちょっと、私、お聞きしたいんですけど、九段小学校、これは古い建物だから、当然、耐震は56年以前ですよ。

こども施設課長

九段小学校は耐震補強済みでございます。

市川委員長

耐震をやったんですか。あれ、全体として建物保存になっていますよね。違いましたっけ。

教育長職務代理者

耐震診断をやっている。

こども施設課長

はい、やっております。

市川委員長

耐震工事はやったんですか、九段小学校は。

こども施設課長

耐震は——すみません、今、手元に資料がないので、工事をしたかどうかというのは、ここですぐにお答えはできないんですけれども、校舎のほうは、大正15年の建物なんですけど、当然、耐震診断をやって、I s 値が0.6以上が安全なところになっています。今それはクリアしているということでございます。

市川委員長

そうなのでしょうね。

こども施設課長

はい。

市川委員長

だから、クリアしているという意味で、改修対象とか新耐震基準以前の建物だけ大丈夫だと、こういうことなんですよ。

こども施設課長

はい。

市川委員長

すみません。

それでは、次に移りたいと思います。

区立神田保育園の本園舎建設について。説明をお願いします。

神田保育園の本園舎建設について、先日の教育委員会では教育委員会所管施設の改築のスケジュールについてご説明させていただきましたけれども、神田保育園について、この機会にご報告いたします。

1の建設手法でございますけれども、現在、淡路町二丁目西部地区の市街地再開発の事業が行われていますけれども、その中に現園舎がございます、組合が施工するというので、これから建築に着手するところでございます。

2の建築場所でございますけれども、その再開発地区の南街区に建設することになっております。

3、施設建設の基本的な考え方でございますけれども、(1) 拡大・多様化する保育ニーズに対応する施設。(2) 仮園舎、今の現園舎ですけれども、その保育機能を継承した施設。(3) 高い防犯・防災機能を有する安全・安心な施設。(4) 地球温暖化やヒートアイランド対策、ユニバーサルデザインに配慮した人と環境に優しい施設としてまいります。

4、運営内容・手法でございますけれども、定員は約120名を考えております。現園舎、新仮園舎に移転した際には、現状は98名のところを120名にします。そして、認可保育園として整備いたしまして、運営内容・手法については、地域の保育ニーズ等を踏まえて、別途、検討する予定でございます。

5、建築概要ですが、高齢者施設との合築を予定しております。延床面積は約3,700平米ほどです。うち保育園は1,800平米ほどを考えております。階数ですが、地上8階地下1階、保育園については、地上1階から5階、地下1階の部分を予定しております。その他、1階の部分ですけれども、保育園と高齢者施設の入出口は別々に設置していく予定です。

6、保育園の各フロアの概要。あくまでも、今のところの予定でございます。階数がB1から5階までありますけれども、以下の案をベースに保護者と調整を図っていくようになっております。

この案は、1階から3階までの間に保育室を設けて、ふだん子どもたちが主に保育を受ける場所としては、3階までを考えております。保護者の方々には、それにとらわれず、4階までを保育室というような案も、同時にこういう案もありますよということでお話ししてありまして、保護者の方と相談しながら、配置等を決めていきたいと思っております。下の米印でございますけれども、専用園庭を確保できていないために、南側の公共広場、再開発で生み出されます公共広場ですけれども、そこを優先的に利用する方法を検討しています。また、北側に淡路公園もできますので、そこも活用していく方向で考えております。

7番目、スケジュールですけれども、現在、保護者の方々の意見・要望の取りまとめを行っております。これを9月ごろまで行います。新仮園舎、こ

これは神田消防署跡地へ、今、これも組合施工で建築中ですけれども、そこへの移転については、9月の終わりごろに連休がございますので、事務的にはそこを考えているんですけども、再開発の進捗等もあり、そこは柔軟に、保護者の方の要望もありますので、相談しながら決めていきたいと考えています。設計については、保護者の意見を取りまとめておりますので、それを取りまとめた後、10月ごろから詳細な設計に入っていきたいと考えております。北街区の調査・解体ですけれども、これは今建っている現園舎が位置する北街区ですけれども、21年10月ごろから調査・解体に入るということで、組合から聞いております。新本園舎については、着工は23年度、竣工については、平成24年度を予定しております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。

何かご質問等、ご意見、ございましたら、発言をお願いします。どうぞ。

堀口委員

このプールというのは、子どもたちだけの。

こども施設課長

プールですか。5階は多目的スペースみたいな、フリーなスペースを考えておりまして、プールというのは組み立て式のプール、家庭にある……。

堀口委員

あくまでも、子どもたちの。

こども施設課長

はい。子どもたち用の保育園のプールということです。

堀口委員

そうでないと、大変ね。

こども施設課長

はい。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に行きたいと思います。

次は、図書・文化資源担当課長からですね。お願いします。

図書・文化資源担当課長

まず1点目、平成20年度区立図書館の運営に係る評価について、ご報告させていただきます。

平成19年度から区立図書館の運営に指定管理者制度を導入する際に、指定管理者による公立図書館の運営が適正に行われるかどうかを常に評価をして、区民に公表していくという方針を考えています。

本年度は、昨年度に続きまして、4つの観点からの評価ということで、と申しますのは、1つは区の担当者による定常的な評価、それから、指定管理者が行う自主的評価、それから、パフォーマンス指標目標値の達成度、それから、千代田区図書館評議会による評価といった4つの観点からの評価を行った上で、最終的に全体評価というものを考えております。

以下、内容についてかいつまんで紹介いたします。

まず、区の定常的な評価につきましては、これは具体的には、フロアですとかカウンターに、私ども職員が出向いて行って、接客態度とかを観察していくというのがあります。それから、私のほうで、指定管理者の職員に対して個別具体的に面接調査を行って、職員のレベル等のチェックを行っております。

そういったところで見えておまして、接客などはおおむね適切に行われているという点、それから、指定管理者の職員一人一人については、十分な能力を持っていると認められるということがございます。一方で、潜在的な能力を十分に発揮できるように、職場内での情報共有の改善などに努めるといったようなことです。

それから、2つ目の指定管理者による自主的評価につきましては、利用者に対する満足度調査等のアンケートを行い、それから、特に、今年度は、親子連れの利用者というのを特にメイン・ターゲットに設定いたしまして、深堀インタビュー、これは具体的に、一人一人の、そういう対象になる親子連れの方の面接調査を行うというものです。それから、今回、新たに図書館を取り巻く環境というか、今年度は、出版・書店関係者ですとか、古書店街にいらっしゃった一般のお客さんといったところにアンケート調査を行っています。

利用者満足度につきましては、昨年度に引き続いて非常に高い満足度を得ているということが立証されましたが、親子連れというか、児童サービスについて、本庁舎10階に児童室がある関係上、やはり、子どもさんが1人で来るということがなかなか難しいということから、認知度がさらに向上することが望まれるということがございます。

それから、出版関係者、書店関係者へのアンケートについては、現時点で結果に対して確たる評価には至りませんが、積極的な試みとして、今後のサービスに、千代田区らしいサービスに活かしていくということが期待されます。

それから、3点目のパフォーマンス指標目標値の達成度ですが、これは、別紙のA3に、ちょっと大きいですが、細かい字のものを添付しております。こちらは、年度ごとの重点事業を中心に、10個の指標項目です。これは、年度初めに私ども区の側と指定管理者とで話し合いをして、今年度の重点項目を設定しております。それに対して目標値を設定して、それが達成されているかどうかといったものです。

説明の裏面のほうになりますけれども、本年度、10項目の中で、特に、これは5番目になりますが、セルフレファレンス機能、つまり、お客様が自分で調べ物をするためのお手伝いをするというのが図書館の役割ですが、そういった役割の充実を目的として、パスファインダー、つまり、お客様が調べ物をするときに、どうやったら調べられますよという案内のパンフレットを作って、図書館内に置いたり、ホームページで公開したりしております。これを、月に1件という数字が、これは1件と言ってしまうと簡単なんですけど、実際に1件1件作るのはかなり労力を要する作業で、それが毎月コンスタントに継続されたということは、かなり評価すべき点であるというように考えております。

それから、4つ目の千代田区図書館評議会による評価でございますが、これは平成19年度から設けました学識経験者、それから、区民代表などからな

る千代田区図書館評議会という、第三者評価の機関となりますが、こちらの評価ということです。昨年度行われた指定管理者の対応へのフォローアップ事項に、今年度は、特に、公共図書館における基本的なサービスが適切に行われているのかどうかという観点から、レファレンスサービスの質的評価と蔵書構築の2点を評価対象といたしました。レファレンスにつきましては、前年度、指摘された専門性の高い職員の確保に努めた結果、指摘が改善の方向に向かっているということ。それから、蔵書構築につきましては、特に、千代田図書館において、もっと方針を明確にして、職員間の情報共有ということで改善していくべきであるとの報告になっております。

以上の4つの観点からの評価を踏まえた、全体的評価としましては、今年度も、昨年度に引き続きまして、ビジネスパーソン層の図書館利用を定着させることで、昨年度を上回る、100万人を超える利用者がいらっしゃった。

それから、今年は、特に、神保町の古書店街との連携や各種イベントの実施など、昨年度に引き続いて、千代田区の立地特性あるいはお客さんの特性を踏まえた図書館運営を行うといったこととともに、今年度の2月から3月にかけて、千代田図書館の内田嘉吉文庫の展示会を開催したんですが、そういった、これまで埋もれていた資料の価値を発掘するという活動を新たに展開できたということは、区の要求する水準を満たすものとして、評価に値するというように考えております。

一方で、やはり区立公共図書館として求められる最大の役割の1つには、利用者が自分の抱えている課題を解決するために必要な資料や情報を提供するということがあります。この上で、蔵書構築というのは、最も基本的な機能ということになりますが、人員体制の安定化それから情報共有の改善といったことに起因する問題点が図書館評議会からの指摘により明らかになっております。また、区民の間でも蔵書の充実を求めるというのは、依然として高いといったことがあります。

そのようなことを踏まえまして、21年度におきましては、これまでと同様に、公共図書館のあり方を示すような、新しい意欲的な取り組みを期待すると同時に、蔵書構築の充実とともに、特に、幹部職員のリーダーシップの下で積極的に取り組んでいただきたいといったような評価をさせていただいております。

以上でございます。

市川委員長

本件につきまして、何かご発言、ありますでしょうか。よろしいですか。堀口先生、よろしいですか。

堀口委員

この上から2番目の「Web図書館サービス」というのは、在勤・在学者等にサービスの対象を拡大して急に伸びたというのは、ある程度当たり前といえば当たり前のことですね。それまではPRが足りなかったんですか。

図書・文化資源担当課長

そうですね。これまでは、平成19年11月から区民限定で、まずは試行的に。

堀口委員

区民というと。

図書・文化資源担当課長 つまり、在住者です。

堀口委員 在住者ね。

図書・文化資源担当課長 それで、平成20年7月から、都内在勤・在学者にも……。

堀口委員 べらぼうに多いわけですね。

図書・文化資源担当課長 そうですね。ここにございますように、4月、5月、6月ぐらいまでは、大体100名程度の伸びであったのが、7月以降が、大体、月200人以上ということ。

堀口委員 それは、前、昔の図書館のときも、区民だったんですか、やっぱり一般的に。

図書・文化資源担当課長 それは平成19年11月から新たに開始したもので、前の図書館のときにはなかったサービスになります。

堀口委員 古い建物のときも、一般には公開していなかったんですか。区民だけだったんですか。

図書・文化資源担当課長 いや、もともとなかったサービスです。

堀口委員 前の図書館。

図書・文化資源担当課長 We b図書館というのは……。

堀口委員 ああ、We bのこと。わかりました。

図書・文化資源担当課長 インターネット上で閲覧できるというサービスになります。ごめんなさい、これ、説明が不足しておりました。

堀口委員 わかりました。

市川委員長 よろしいですか。

堀口委員 わかりました。

市川委員長 これ、蔵書というんですけどね。暗に蔵書に対する要望が強いというような話が出てくるんですが、その蔵書の中身ですよ。どういったものを増やして欲しいというんですか。冊数を、まさか増やせということじゃないんだろうと思いますけど。

図書・文化資源担当課長 率直に申しますと、利用者の方の要求というのはやはり千差万別で、その人の持っている課題において、新刊書を買うよりは読みたいというような、そういうような要求もあれば、自分が抱えている課題はこういうことであって、例えば、仕事上に役立つ資料が欲しい、あるいは、自分が研究している歴史とかの資料をもう少し充実させてほしい。あるいは、千代田区の図書館なんだから、やはり、自分で買えるものは買うけれども、公共の財産としてこういう本はぜひそろえておくべきなんじゃないかとか、いろいろな要求はあります。全てをかなえることというのはできませんので、やはり私どもとしても、この本を買うことに、やっぱり、公共性があるのかどうかというような観点から、どういう本を買うかの選書方針について、年度ごとの計画を立ててやっていくということでございます。

やっぱり、現在の評価としましては、特に、千代田図書館ですと強い部分と弱い部分がありまして、歴史の部分なんかは、比較的強い部分があるんですけど、やはり、文学の部分がかかなり弱いというのが目につくという状況が

あります。やはり、文学、小説とかを読みに来られるお客さんが多いので、どうしても本が少ないというような印象を持たれるというのが1つあります。やはり、公共図書館として最低揃えておくべき著名な作家の全集なんかを揃えていく。そういった形で、そのあたりに重点を置くというのが1点。それから、やっぱり、基本的な調べ物をする際に、参照すべきレファレンスツールで、所蔵していないものというのが幾つかありますので、そういったものを緊急に補充するように今進めているところです。

市川委員長

はい、わかりました。

それでは、次に移りたいと思います。日比谷図書館・文化ミュージアム運営事業者の募集についてですか。はい、お願いします。

図書・文化資源担当課長

こちらは、先日、基本計画について議決していただいた日比谷図書館・文化ミュージアムにつきまして、これから施設の改修に向けた設計に入っていくわけですが、設計の段階から、実際にこの日比谷図書館・文化ミュージアムの運営に当たる事業者のノウハウ、知見などを取り入れて、施設あるいは展示などを魅力的なものにしていきたいといったことですので、この施設の設置条例の制定の前ではございますが、指定管理者の選定に先立つ事業運営者の募集、選定をこれから行いたいというように思います。

これは平成23年春の施設開設後に指定管理者になることを前提としまして、運営事業者の候補者を募集するものでございます。実際の指定管理者の選定は、この施設の設置条例ができます平成22年の秋ぐらいを予定しておりますが、それまでの間に、準備業務への取り組みの姿勢、内容、それから、運営に当たる企業の財務状況などを勘案しまして、問題があれば、当然のことながらその事業者は外れるということになります。基本的には、条例の制定後、改めて指定管理者の選定手続を行いまして、その業者を指定管理者として募集・選定するという形になります。

これにつきましては、公正に運営事業者を決める、指定管理者を選定するものでございますので、公正な手続による選定を行う予定でございます。それで、選定委員会というものを設けまして、そこには、構成メンバーとして、学識経験者2名それから公認会計士、それから区民代表としまして文化財関係の方、それから資料では生涯学習団体となっておりますが、これは青少年委員の方で1名、それから、区の職員が2名です。

スケジュールといたしましては、7月1日に第1回の選定委員会を開催いたしまして、募集要項の内容の確認、決定を行い、7月6日から8月3日にかけて募集、それから、8月下旬から9月上旬にかけて書類審査、それからヒアリングを行いまして、9月中旬に候補者の選定を行いたいというように考えています。

なお、指定管理者として選定する際の指定管理期間としては、平成23年4月から28年3月までの一応5年間ということで、当初は設定しています。

以上でございます。

市川委員長

はい。

何かご意見等ありますか。

堀口委員

初歩的も初歩的ですけど、この図書館も指定管理者を雇っていますね。今度のところも指定管理者。どういう業種の人がそういうように選ばれるんですか、どういう視点で選ばれるんですか。選定条件というのは。

図書・文化資源担当課長

1つには、日比谷図書館・文化ミュージアムということで、従来の図書館の機能にプラスしまして、ミュージアムとしての機能、それから、特に、歴史や文化について皆さんに見てもらい、ある意味ミュージアム的な機能をあわせ持つということで、通常の図書館の運営能力を持つ業者であるだけでなく、やはりそういう、ミュージアムとかの運営の実績なども持つグループに選定したいということが1つあります。

それから、今の図書館との違いで申しますと、今は、この場所を居抜きで使っていただいているという形ですけども、今度、日比谷の場合は、建物全体の管理・運営という形になっていますので、そういった観点からも、業者の選定を行うことになるところでございます。

それから、最初に申し上げたような、図書館としての機能とミュージアムとしての機能を、なるべく一体的に運営してくれるというのが、1つ、評価のポイントになるというふうに思っております。それから、もちろん指定管理者制度を導入する最大の趣旨としては、1つには、そういう専門性の高いスタッフを集めてきて運営してもらおうということがありますので、どういう人員体制を考えているのか、それから、効率的な運営ということでどういうコストを考えているのか。そういったあたりが評価のポイントとなると思います。

堀口委員

相当大変なことだろうなど。

図書・文化資源担当課長

一応、選定委員会のほうで、あらかじめ評価項目みたいなものを挙げていきまして、評価シートみたいな形でもって、それに沿って具体的な業者の提案を採点評価、点を付けていくという方法をとるのかと思います。

堀口委員

保育所なんかを、やっぱり業者に委託するのも、もうちょっと、小規模ですからあれですけど、こういう図書館のことだと、大きい、全国的にもどんどんそういうことはやられているんですか。そんなことをすぐやれる業者ができて上がっているとは思えないんですけど。

図書・文化資源担当課長

大きなところで申しますと、都道府県のレベルでは、例えば岩手県などは、岩手県立図書館自体をこの指定管理者の制度に移行しているという例もありますし、ほかの文化施設に比べると、図書館はまだそれほど多くはないというのがありますけれども、幾つかそういう例は出てきております。

政令指定都市のレベルでは、北九州市が指定管理者です。

堀口委員

ずっと前に伺ったのは、そういう委託にしないと、この千代田区の役人の方たちが行った場合、3年交代ですか、せっかく慣れたと思うと、もういなくなっちゃう。だから、そういう委託というのはすごく良いものだというように聞いて、現在はとてもよくうまくいっているらしいんですけど。ま

た、あそこはあそこで幅広くなると、大変な、選択というのは。

図書・文化資源担当課長 やはり適正に、さっきの評価の報告をさせていただきましたけれど、行政としてちゃんと適切に運営されているかどうかを評価できる視点とノウハウというのを——これは何の指定管理でも同じだと思うんですけども、きちんと持ち続けていくというのが、行政側にとっては大事になるんじゃないかなと。

堀口委員 大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

市川委員長 これ、今の説明を聞いていて、僕はこんがらがっちゃったんだけど、運営事業者とそれから指定管理者というのは、別々に考えているわけですか。

図書・文化資源担当課長 今回の場合で申しますと、今回募集する運営事業者というのは、後に指定管理者に選定することを前提として選ぶものであります。ただ、もちろん指定管理者として選定するのは、平成22年、来年以降、条例が制定されてからになるんですけども、それまでの間に準備とかの作業に当たっていただくということになります。その間にやはり大きな瑕疵があったりした場合には、それは困りますということにはなります。

市川委員長 それぞれの部で検討されてこういうものを作ろうというんだから、それなりの検討はされていると思うんですけども、何か設置条例を作る前に指定管理者の候補者を選んじゃうみたいな、そういう妙な感じがしたんですけど、そうじゃないんですか。

図書・文化資源担当課長 一面にはそういう面はございます。ただ、これから設計する際に、やはり実際、運営に当たる事業者の施設を魅力的にしていく上では、ある程度ノウハウを取り入れていかないと、作ったはいいいけれども、使いづらい施設になったりということは避けなければいけないというふうに考えまして、そういう方法をとるつもりです。

市川委員長 わかりました。説明はわかりました。

堀口委員 すごく大変だろうなと思って。

◎日程第2 その他

市川委員長 それでは、報告事項は以上なんですけど、そのほかに何かありますでしょうか。どうぞ。

副参事(特命担当) 新型インフルエンザの状況について、ご説明申し上げます。
資料はございません。口頭でございます。

このたび、千代田区内で初めて新型インフルエンザに感染なさった方が千代田区民の方でいらっしゃいました。6月11日に確認をされたところです。18歳の男性で、ニューヨークに留学中の方が、一時帰国し区内の家族宅に滞在中に確認をされたということです。

これにつきまして、千代田区の対応方針といたしましては、感染者等の観察を引き続き行うということと、学校、区立保育園、障害者施設等、区の施設については休止は行わないということを決定しております。これにつま

しては、感染者が限定をされていること、帰国をしてからの経路等も限定されているということで、そのような対応をとらせていただいたということでございます。

そのほかの区の行事等につきましても、縮小・中止はしないで、区の業務は通常どおり行いますというような形で対応させていただきました。

続いて、2例目といたしまして、6月13日に、こちらは米国に在住の方がフィリピン、マニラから経由をされて、ホテルに滞在中に千代田区の発熱外来を訪れられまして、新型インフルエンザに感染をしたということでございます。千代田区内では、現在、この2例が確認をされたものです。

世界的な規模では、6月12日に、WHOの警戒レベルがフェーズ6に引き上げになりました。これは世界の複数地域で、地域社会レベルの持続的感染が起きているということ、また、メキシコ・米国に加えて、日本やイギリスなどで感染が拡大をしたこと、さらに、冬に向かう南半球のオーストラリアで感染がふえているということを重視したということで、このようなことになったということでございます。

教育委員会としまして、6月11日の区の感染発生を受けまして、12日に保護者の皆様にチラシを配付いたしまして、学校につきましては、休止をしないで引き続き行いますというような内容で、チラシを配付させていただいたものでございます。

新型インフルエンザの現状につきましては以上でございます。

市川委員長

はい。

何か。どうぞ。

堀口委員

修学旅行が中止になりまして、その後、父兄から、何とかそれにかわるものをして欲しいというのがこの前のとき議題になったけど、その後、その動きは何かありますか。

育成・指導課長

それについては、学校で手厚く対応はさせていただいておりますので、随分ご理解は進んでいると思うんですが、昨日も1件、電話で、何とかありませんかというご要望もいただきました。

堀口委員

直接ですか。

育成・指導課長

教育委員会に、保護者からお電話をいただきました。それで、まだ具体化できていないのでお伝えはできないけれども、代替の旅行的な行事を、今、検討中であるとお答えしました。

堀口委員

やっぱり、代替を検討して、学校として。

育成・指導課長

はい。

市川委員長

よろしゅうございますか。

堀口委員

はい。

市川委員長

ほかの課長さんから何かありますか。特になしですか。

なければ、委員さんからはございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本日予定しておりました議題等につきましても以上でございます。

すので、これをもちまして、本日の定例会は閉会にしたいと思います。
ご苦労さまでした。